

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（抜粋）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市公園 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する都市公園をいう。
- (2) 公園施設 法第 2 条第 2 項に規定する公園施設をいう。
- (3) 特定公園施設 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。)第 2 条第 13 号に規定する特定公園施設をいう。
- (4) 有料施設 市が設置し、有料で使用させる都市公園(公園施設を除く。)及び公園施設をいう。
- (5) 公園予定区域 法第 33 条第 4 項に規定する公園予定区域をいう。
- (6) 予定公園施設 法第 33 条第 4 項に規定する予定公園施設をいう。
- (7) 霊園 墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)にいう墓地で、緑地を有するものをいう。
- (8) 駐車場 駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場をいう。
- (9) 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (10) 自転車貸出し施設 市民が自転車道を利用してサイクリングを楽しむために、自転車を一時的に貸し出す施設をいう。

第 2 章 都市公園

（略）

（使用又は利用の許可）

第 7 条 有料施設の使用又は利用をしようとする者は、あらかじめ市長(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に使用又は利用の許可を行わせる有料施設にあっては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 有料施設の設置の目的に反するとき。
- (3) 有料施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、有料施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用又は利用の許可の取消し等)

第7条の2 市長は、前条第1項の許可に係る使用又は利用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、使用若しくは利用を制限し、又は使用若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により使用又は利用の許可を受けたとき。

(略)

## 第5章 自転車駐車場

(設置)

第30条 市は、別表第6のとおり自転車駐車場を設置する。

(自転車駐車場に駐車させることができる自転車等の種類)

第30条の2 自転車駐車場に駐車させることができる自転車等の種類は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車(側車付きのものを除く。)及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)とする。ただし、北九州市立本城駅前自転車駐車場にあっては、大型自動二輪車及び普通自動二輪車で総排気量が0.125リットルを超える内燃機関を原動機とするものは、駐車させることができない。

(使用の許可等)

第31条 自転車駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ市長(指定管理者に使用の許可を行わせる自転車駐車場にあっては、指定管理者)の許可を受けなければならない。

- 2 第7条第2項及び第7条の2の規定は、前項の許可並びに当該許可の取消し並びに当該許可に係る使用の制限及び使用の停止について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「市長(指定管理者に使用の許可を行わせる自転車駐車場にあっては、指定管理者)」と、第7条第2項中「有料施設」とあるのは「自転車駐車場」と、第7条の2第1号中「前条第2項各号」とあるのは「第7条第2項各号」と読み替えるものとする。

(使用料)

第32条 自転車駐車場の使用の許可を受けた者は、別表第7に掲げる使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第33条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(略)

## 第7章 雑則

### (指定管理者)

第36条 市長は、都市公園(市が設置する公園施設を含む。)、駐車場、自転車駐車場及び自転車貸出し施設(以下「都市公園等」という。)の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該都市公園等の管理を指定管理者に行わせることができる。

### (指定管理者の指定の手続)

第36条の2 第36条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該都市公園等の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 到津の森公園、到津の森公園駐車施設、ひびき動物ワールド、旧安川邸及び夜宮公園駐車施設の指定管理者の指定に係る前項の規定による申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。

3 第1項の規定による申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い都市公園等の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

### (指定管理者が行う業務)

第36条の3 指定管理者が行う都市公園等の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 都市公園等の維持管理に関すること。
- (2) 都市公園等の使用又は利用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

### (指定管理者が行う管理の基準)

第36条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い都市公園等の管理を行わなければならない。

### (指定管理者の秘密保持義務)

第36条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、都市公園等の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該都市公園等の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

### (指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第36条の6 市は、管理を指定管理者に行わせる都市公園等について、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令(次項及び第3項において「指定の取消し等」という。)を行ったときは、当該指定の取消しの日から当該都市公園等の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、当該都市公園等の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の使用又は利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。
- 3 第1項の場合において、当該都市公園等が別表第1の2の左欄に掲げる有料施設であるときは、当該有料施設の使用の許可を受けた者は、第11条の2の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を納入しなければならない。
- 4 別表第1の2の注書第2項の規定は、前項の使用料について準用する。

(委任)

第37条 この条例に規定するもののほか、都市公園、霊園、駐車場等の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(略)

## 第8章 罰則

(過料)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条の規定に違反して、許可を受けずに同条各号に掲げる行為をした者
  - (2) 第5条又は第16条の規定に違反して各条各号に掲げる行為をした者
- 2 詐偽その他不正な手段により使用料、手数料又は駐車料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

別表第6(第30条関係)

※令和6年8月31日現在

名称	位置
北九州市立門司駅前自転車駐車場	北九州市門司区中町2番
〃 門司港駅前自転車駐車場	〃 〃 西海岸一丁目6番
〃 小倉駅北口自転車駐車場	〃 小倉北区浅野一丁目2番
〃 小倉駅南口自転車駐車場	〃 〃 浅野一丁目1番
〃 西小倉駅前自転車駐車場	〃 〃 室町三丁目2番
〃 南小倉駅前自転車駐車場	〃 〃 木町三丁目11番及び弁天町5番
〃 朽網駅前自転車駐車場	〃 小倉南区朽網西一丁目21番及び朽網東一丁目1番
〃 下曾根駅北口自転車駐車場	〃 〃 下曾根三丁目1番
〃 下曾根駅南口自転車駐車場	〃 〃 下曾根新町13番
〃 徳力嵐山口自転車駐車場	〃 〃 徳力六丁目9番
〃 若松駅前自転車駐車場	〃 若松区白山一丁目18番
〃 若松渡船場前自転車駐車場	〃 〃 本町一丁目10番

〃 八幡駅前自転車駐車場	〃 八幡東区西本町三丁目 5 番及び 6 番
〃 折尾駅北自転車駐車場	〃 八幡西区折尾二丁目 1 番
〃 折尾駅東自転車駐車場	〃 〃 中須二丁目 11 番
〃 折尾駅前自転車駐車場	〃 〃 北鷹見町 12 番
〃 黒崎駅前自転車駐車場	〃 〃 黒崎三丁目 7 番
〃 陣原北自転車駐車場	〃 〃 夕原町 1 番
〃 陣原南自転車駐車場	〃 〃 陣原三丁目 23 番
〃 本城駅前自転車駐車場	〃 〃 力丸町 25 番
〃 九州工大前駅前自転車駐車場	〃 戸畑区中原西一丁目 12 番
〃 戸畑駅前自転車駐車場	〃 〃 汐井町 1 番 6 号

別表第 7(第 32 条関係)

種別		自転車	原動機付自転車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車
普通使用	1 日 1 回につき	100 円	150 円
回数券による使用	11 枚つづり	1,000 円	1,500 円
定期券による使用	学生	1 箇月	1,900 円
		3 箇月	5,400 円
	一般	1 箇月	3,000 円
		3 箇月	8,500 円

注 使用料は、許可の際納入しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

## 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）

（略）

### 第3章 自転車駐車場及び自転車貸出し施設

（供用時間及び休業日）

第15条 自転車駐車場及び自転車貸出し施設の供用時間及び休業日は、別表第5のとおりとする。

（自転車駐車場の使用手続）

第16条 条例第31条第1項の規定により定期券による使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長（指定管理者に使用の許可を行わせる自転車駐車場にあつては、指定管理者。次項において同じ。）に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所

(2) 自転車駐車場名

(3) 使用目的

(4) 使用期間

(5) 車種区分

2 市長は、前項の定期券による使用を許可したときは、当該申請者に対し、定期券及び許可証を交付するものとする。

3 前項の規定により、定期券及び許可証の交付を受けた者は、当該自転車又は原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の見やすい箇所に許可証をはり付けるとともに、定期券を携帯し、係員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 条例第31条第1項の規定により普通使用の許可を受けようとする者は、自転車駐車場への入場の際に普通使用券を購入し、自転車等の見やすい箇所にこれを取り付けなければならない。

5 条例第31条第1項の規定により回数券による使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ回数券を購入し、自転車駐車場への入場の際に当該回数券を普通使用券と引き換え、自転車等の見やすい箇所にこれを取り付けなければならない。

### 第4章 雑則

（指定管理者に管理を行わせようとする施設等の公表）

第16条の2 市長は、都市公園等（条例第36条に規定する都市公園等をいう。以下同じ。）について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする施設、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第36条の2第2項の場合においては、この限りでない。

（指定管理者の指定の申請の添付書類）

第16条の3 条例第36条の2第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 定款又はこれに準ずるものの謄本

(2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書

(3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類

(4) 事業計画書に係る収支見積書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定管理者の指定の告示）

第 16 条の 4 市長は、都市公園等について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の事業報告)

第 16 条の 5 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する都市公園等の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

(委任)

第 17 条 この規則の施行に関して必要な事項は、市長が定める。

別表第 5(第 15 条関係)

区分	供用時間	休業日	備考
自転車駐車場	午前 6 時から午後 10 時まで	1 月 1 日から同月 3 日まで	1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。 2 市長は、特に必要があると認めるときは、供用時間及び休業日を変更することができる。